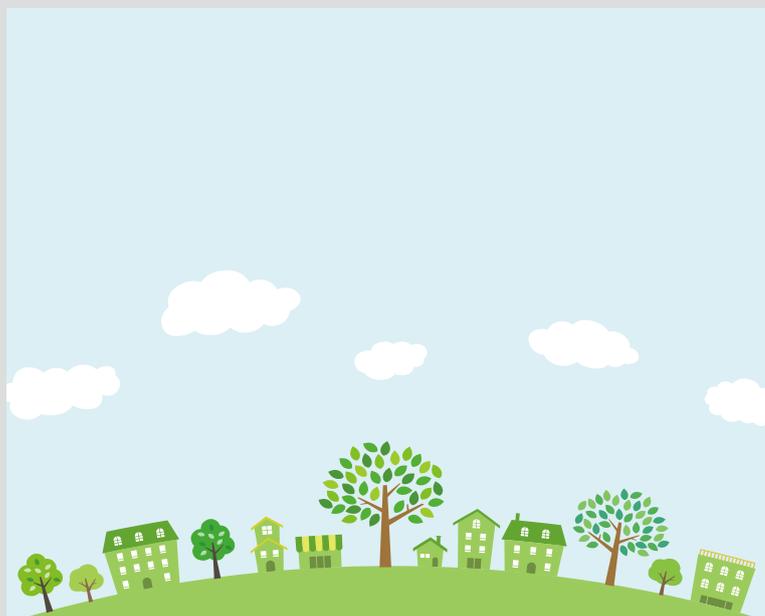


# 資料



# I 策定の経緯

## 1. 周南市総合計画策定条例

周南市総合計画策定条例に基づき、第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画を策定しました。

### 周南市総合計画策定条例

平成25年9月30日条例第21号

#### (目的)

**第1条** この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針であって、本市におけるまちづくりの最上位計画であるものをいう。
- (2)基本構想 本市及び市民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3)基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すものをいう。
- (4)実施計画 基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すものをいう。

#### (審議会への諮問)

**第3条** 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)別表に規定する周南市まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

#### (議会の議決)

**第4条** 市長は、基本構想を策定するときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、前条に規定する周南市まちづくり総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経て策定するものとする。

#### (準用)

**第5条** 前2条の規定は、基本構想を廃止し、又は変更したときに準用する。

#### (基本計画及び実施計画の策定)

**第6条** 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

#### (議会への報告等)

**第7条** 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、これらの事案の内容を議会に報告しなければならない。報告した内容を変更

するときも同様とする。この場合において、基本構想の事案の報告は、第4条の議会の議決に係る議案を市長が議会に提出する日の前日まで行うものとする。

2 議会は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に対し、意見を表明することができる。この場合において、市長は、議会の意見を尊重するものとする。

3 市長は、基本計画又は実施計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかに、これを議会に報告しなければならない。

#### (総合計画の公表)

**第8条** 市長は、総合計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### (総合計画との整合)

**第9条** 個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、廃止し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

#### (委任)

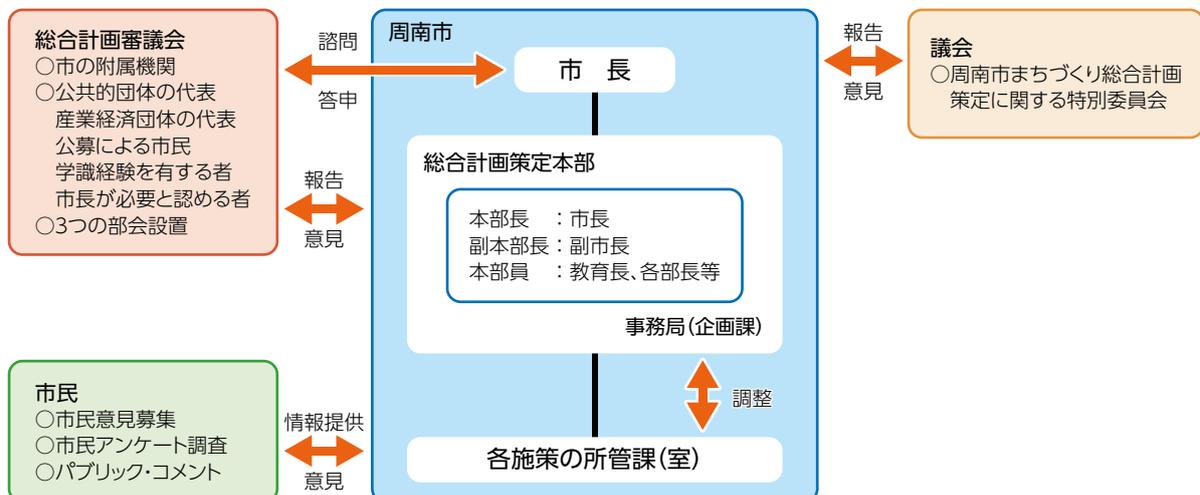
**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 総合計画策定体制

市民をはじめ、総合計画審議会、議会から幅広く貴重な意見をいただきながら、第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画を策定しました。



### 3. 周南市まちづくり総合計画策定本部

周南市総合計画策定本部を設置し、全庁体制で第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画を策定しました。

#### 周南市総合計画策定本部設置要領

##### (趣旨)

**第1条** この要領は、周南市総合計画策定条例(平成25年9月30日条例第21号)に規定する総合計画を策定するため、周南市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

**第2条** 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)基本構想の策定に関すること。
- (2)基本計画の策定に関すること。
- (3)総合計画の策定において必要な事項の調査研究に関すること。
- (4)その他総合計画に関すること。

##### (組織)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

##### (本部長、副本部長の職務)

**第4条** 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

##### (会議)

**第5条** 本部の会議は、必要に応じて本部長が召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部員(教育長及び上下水道事業管理者を除く。)は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ本部長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

##### (幹事会)

**第6条** 本部長は、必要があると認めるときは、幹事会を設けることができる。

- 2 幹事会の構成員は、本市関係職員のうちから本部長が指名する。

##### (関係職員の出席)

**第7条** 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しく

は説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

**(事務局)**

**第8条** 本部の庶務は、企画担当課で処理する。

**(その他)**

**第9条** この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

**(解散)**

**第10条** 本部は、総合計画の策定をもって解散する。

**附 則**

この要領は、平成31年2月13日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和元年7月12日から施行する。

**別表1 (第3条関係)**

区 分	職 名
本部員	教育長
	上下水道局長
	ボートレース事業局長
	政策推進部長
	行政管理部長
	財政部長
	地域振興部長
	環境生活部長
	福祉医療部長
	こども健康部長
	経済産業部長
	建設部長
	都市整備部長
	中心市街地整備部長
	消防長
	教育部長
	新南陽総合支所長
	熊毛総合支所長
	鹿野総合支所長
上下水道局副局長	

## 4. 周南市まちづくり総合計画審議会

公共的団体の代表、産業経済団体の代表、公募市民、学識経験者等で構成される周南市まちづくり総合計画審議会を設置し、令和元(2019)年7月に後期基本計画(素案)について諮問しました。幅広い観点から審議していただき、同年10月に、会長と副会長から市長へ答申されました。

### 周南市まちづくり総合計画審議会規則

平成15年12月25日規則第239号  
改正 平成17年 3月31日規則第 18号  
平成21年 3月31日規則第 37号  
平成30年11月 1日規則第 51号

#### (趣旨)

**第1条** この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第2条の規定に基づき、周南市まちづくり総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

**第2条** 審議会は、委員40人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)公共的団体の代表
- (2)産業経済団体の代表
- (3)公募による市民
- (4)学識経験を有する者
- (5)その他市長が必要と認める者

#### (任期)

**第3条** 委員の任期は、諮問された事項に係る答申の終了までとする。

#### (会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

**第5条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (部会)

**第6条** 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

#### (庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

#### (その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成17年3月31日規則第18号)**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則(平成21年3月31日規則第37号)**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則(平成30年11月1日規則第51号)**

この規則は、公布の日から施行する。

## ■周南市まちづくり総合計画審議会委員名簿

区分	団体名等	氏名
公共的団体の代表	周南市青少年育成市民会議	原 田 浩 樹
	周南市PTA連合会	澁 瀬 暢 江 口 誠 一
	周南市自治会連合会	田 中 義 啓
	周南市快適環境づくり推進協議会	椎 木 滋 竹 村 正 美 ※
	周南市社会福祉協議会	小 林 展 衣
	周南市老人クラブ連合会	原 田 邦 昭
	周南市民生委員児童委員協議会	藤 井 憲 治
	周南市母子保健推進協議会	丸 山 康 子
	周南市自主防災組織ネットワーク	戸 倉 ひとみ
	周南市コミュニティ推進連絡協議会	梶 山 正 一
	周南文化協会	渋 谷 栄 子
	周南市体育協会	藤 井 秀 尚
	周南観光コンベンション協会	山 田 みゆき
	産業経済団体の代表	徳山商工会議所
新南陽商工会議所		片 山 恵 子
周南農業協同組合 (H31.4から山口県農業協同組合)		山 田 智
周南森林組合		松 田 富 雄
山口県漁業協同組合		藤 村 和 義
公募による市民		荒 谷 貴 弘
		高 橋 俊 彦
		附 田 尚 美
		西 川 満希子
		原 田 恵美子
		横 山 和 人 和 田 真 純
学識経験を有する者	徳山大学	河 田 正 樹 (会長)
	徳山大学	井出野 尚
	徳山大学	梅 野 潤 子
	徳山工業高等専門学校	目 山 直 樹 (副会長)
その他市長が必要と認める者	学生(徳山大学)	有 馬 裕 就
	学生(徳山工業高等専門学校)	長 合 香 奈

※竹村委員は、椎木委員の後任として、令和元年7月11日に委嘱。

## ■第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)の諮問

周 企 第 6 9 号  
令和元年7月22日

周南市まちづくり総合計画審議会  
会 長 河 田 正 樹 様

周南市長 藤 井 律 子

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)について(諮問)

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)について、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例(平成15年周南市条例第247号)第1条別表の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## ■第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)の答申

令和元年10月9日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市まちづくり総合計画審議会  
会 長 河 田 正 樹

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和元年7月22日付け周企第69号で諮問のありました標記の件について審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画(素案)について、当審議会は全体として適当なものと評価し、次のとおり意見を述べます。

なお、「まちづくり総合計画審議会委員意見要旨一覧」を併せて提出しますので、計画策定の際に御留意くださるようお願いいたします。

## 5. 市民参画

### ●まちづくりに関する意見募集

計画策定の基礎資料とするため、市民のまちづくりに関する考えなどについて意見を募集しました。

■**募集時期** 平成30(2018)年7月3日～8月3日

■**募集対象** 市民(個人、団体)、市内への通勤・通学者

■**募集方法** 広報しゅうなん平成30年7月1日号、市ホームページ、情報公開窓口、支所、ケーブルテレビ

■**募集内容** 「周南市の魅力や良いところ」「周南市の改善すべきところ」「将来の都市像に向けて、5年後、どのようなまちになってほしいか」その他の市政に対する意見

■**応募状況** 12件(延べ16名、郵送3件、ファックス1名、メール2件、窓口6件)

### ●市民アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、市民のニーズや満足度などについてアンケート調査を実施しました。



■**調査時期** 平成30(2018)年9月18日～10月12日

■**調査対象** 平成30(2018)年8月1日現在、18歳以上の市民の中から、地区、性別等を考慮して無作為に抽出した3,000人

■**調査方法** 郵送による調査票の配付と回収

■**調査内容** 市民の意識や生活、市民の満足度や今後の重要度、市政運営や市民サービス、市民参画、まちづくりへの意見や要望(自由記述)など

■**回収結果** 配布数3,000件 回収数1,306件 回収率43.5%

### ●パブリック・コメント

後期基本計画(案)について、パブリック・コメント(意見募集)を実施しました。

■**募集時期** 令和元(2019)年11月1日～30日

■**閲覧場所** 企画課、情報公開担当窓口、支所、市ホームページ

■**応募状況** 3名(郵送1件、電子メール2件) 19件



## 6. 会議等の開催

日 程	内 容
平成31年2月18日	第1回総合計画策定本部会合 前期基本計画の検証、今後のスケジュール
3月26日	第1回まちづくり総合計画審議会 委嘱状の交付、会長・副会長の選出、総合計画・まちづくり総合計画審議会、 周南市の現状、スケジュール等
令和元年6月24日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会設置
7月16日	第2回総合計画策定本部会合 後期基本計画(素案)、今後のスケジュール
7月22日	第2回まちづくり総合計画審議会 後期基本計画(素案)の諮問、後期基本計画(素案)の審議
7月22日～ 9月10日	まちづくり総合計画審議会(部会) 第1部会(教育・子育て、生涯学習・人権、地域づくり) 3回 第2部会(安心安全、福祉・健康・医療、都市経営) 3回 第3部会(産業・観光、生活基盤、環境共生) 4回
8月21日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 後期基本計画(素案)について 今後の進め方について
9月2日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 今後の進め方の確認について
10月1日	第3回まちづくり総合計画審議会 部会での審議、後期基本計画(素案)の答申案
10月9日	まちづくり総合計画審議会からの答申
10月21日	第3回総合計画策定本部会合 まちづくり総合計画審議会からの答申、後期基本計画(案)
10月28日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 日程変更について
11月5日	市議会全員協議会 後期基本計画(案)について
11月5～8日、14日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 後期基本計画(案)について
11月18日、21日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 決議とする意見の協議について
12月3日	議会第8回定例会 第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画に関する決議
令和2年2月3日	第4回総合計画策定本部会合 後期基本計画(案)に対する意見募集の実施結果、後期基本計画(案)に関する 市議会からの決議への対応、後期基本計画(案)
2月10日	まちづくり総合計画策定に関する特別委員会 「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画に関する決議」に対する対 応について

## Ⅱ 基本構想(抄)

### I 周南市の未来像

#### 1. まちづくりの基本理念

#### ∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり

本市は、平成15(2003)年4月21日、平成の大合併における山口県内初となる合併を実現し、誕生しました。

そして、これまで豊かな地域社会の創造と内外に元気を発信できる都市を目指して、豊かな自然や恵まれた地理的・社会的条件の中で、まちづくりを進めてきました。

その間、社会情勢は大きく変化し、日本全体が人口減少時代を迎え、若年人口の流出による地方の活力の低下や東京圏への一極集中による弊害など、国全体の活力につながる構造的問題を抱えており、こうした流れに歯止めをかけるため、地方の創生と人口減少の克服に向けた検討が、地方はもとより国を挙げて進められています。

こうした中、本市においても減少する将来の人口特性を見据えた上で、人口減少にいかに向き合い、対処していくかが大きな課題であることから、行政需要の量やその内容を見極めながら、持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めていくことが極めて重要になっています。

このような基本認識から、これまで取り組んできた「合併後のまちづくり」から「自立したまちづくり」へ転換するため、都市経営の基本理念を「∞(無限)の市民力と最大限の行政力を結集し周南の価値を高めるまちづくり」とします。

これまで本市では、市民活動をはじめ地域でのさまざまな活動が、個人・地域団体・NPO・企業等の多様な主体により取り組まれてきました。

また、複雑・多様化する市民ニーズや地域課題の中、行政のみの取組みに加え、福祉や教育などさまざまな分野で、多様な主体と行政との協働による取組みが行われてきたところであり、「行政力」のみで担う「公共」から、「行政力」と「市民力」が連携・協力してまちづくりを進める「公共」へと進化してきました。

このように進化し、無限の可能性を秘めた「市民力」(無限の市民力)は、自主防災活動等をはじめとした市民自らが自主的・主体的に「公共」の担い手となる「新しい公共」へとさらに進化し、行動することにより、「住民自治」の確立と真の市民主体のまちづくりにつながるものです。

また、行政においては、これまで合併のメリットを生かしたまちづくりを進めてきましたが、新たな地域課題等に対応するために、行政のもつ「ヒト・モノ・カネ」の経営資源をこれまで以上に効果的・効率的に活用しながら、「行政力」を最大限に発揮し、「団体自治」のもと市民の生活や福祉の向上を主体的に担うとともに、さまざまな分野において市民が活躍できるような体制をつくり、それを行政が支援し、「みんなで支えるまちづくり」を進めます。

そして、市民と行政がバランスよくまちづくりに関わり、共に協力して、社会全体で支え創る「共創」によるまちづくりを進め、本市の価値を高めることにより、住みやすいまち、住みたいと選ばれるまちを目指します。

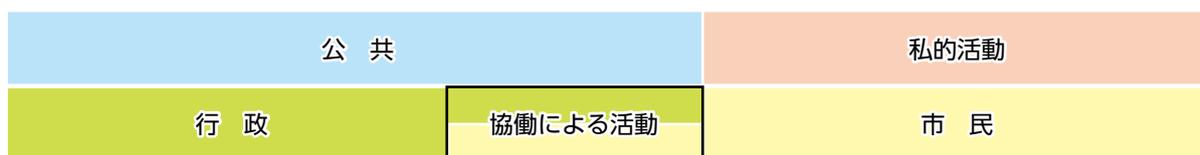
こうした「無限の市民力」と「最大限の行政力」

の2つの基軸によって、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通して、それぞれがもつ知識

やノウハウを活用しながら課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

## ■ 「共創のまちづくり」の概念図

### ●これまでの協働によるまちづくり



### ●第2次まちづくり総合計画における「共創のまちづくり」



行政の活動領域

市民の活動領域（市民:行政を除く全ての個人・地域団体・NPO・企業など）

自主的・主体的な新しい公共…「みんなが通る家の前の道をきれいにする」「ワクチン寄附につながるペットボトルキャップを集める」「地域の安全を守る自主的な防災・防犯活動」「教育・文化・スポーツ支援などの企業等の社会貢献活動」「環境保護などのNPO活動」などの、社会を支え、まちの価値向上につながる全ての活動

## 2. 将来の都市像

### 人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南

社会全体が人口減少へと向かう中、「共創」により、本市の価値を高め

「人と人との絆を大切にし、誰もが活躍できるまち」

「海・島・山・里などの豊かな自然を生かした潤いのあるまち」

「地域資源を生かした、活力あふれる産業のまち」

を確立することで、自立した、そして、誰もが安心して共に暮らせる「共生」のまちを実現します。

こうしたことから、本市の将来の都市像を「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」とします。

## Ⅵ まちづくりの方向

将来の都市像

### 「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」

の実現に向け、まちづくりの方向を次のとおり掲げます

#### 1. 元気で心豊かな人を育むまちづくり

人口減少が続く中で、特に子どもや若い世代の人口が大きく減少することが予測されることから、こうした世代の人口減少の抑制に向けて、誰もが安心して子どもを生み、育て、その中心である女性の活躍できる環境づくりに努めます。

そして、充実した保育や教育を提供することのできる環境づくりに向け、社会環境に応じた保育ニーズへの適切な対応や子供の特性や能力を伸ばす学校教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携により、社会全体で支え合いながら子どもを育てる環境づくりやひとり親家庭への対応等を進め、安心して子育てができ、子供たちが学校や地域でのさまざまな体験等を通して「生きる力」を身に付け、元気に成長していくことのできるまちづくりを進めます。

さらに、子供が健やかに成長していくための、健康や医療の充実を図ります。

#### 2. 無限の市民力を発揮できるまちづくり

日常生活において、さまざまな課題等に対し、個人・地域団体・NPO、市民活動団体・企業等のまちづくりを担う多様な主体が、「新しい公共」等の活動の中で、それぞれの力をしっかりと発揮でき、活躍できる環境づくりを進めます。

また、各地域における魅力づくりや身近な課題の解決に向けて、主体的な活動を行う、地域のコミュニティ推進組織や自治会等の活動環境の整備に取り組みます。

特に、中山間地域においては、人口減少や高齢化の急速な進行に伴い、市民個人や自治会など、個々の対応ではこれまでの生活や機能を維持していくことが困難なことから、「共助」による地域の維持・活性化に向けた取組みを支援し、安心して暮らせる活力あふれる中山間地域づくり

を進めます。

また、高齢化が進む中、生涯にわたって学ぶことは、生きがいをもった人生を送る上で大切な要素であり、文化・芸術・伝統にふれあう場やスポーツに親しむ機会をつくるなど、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

そして、社会のあらゆる分野で何人も性別にかかわらず、対等な構成員として個人の能力を十分に発揮でき、共に責任を担い、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指します。

さらに、子供から高齢者まで、誰もがかけがえのない生命を大切に、互いに多様な生き方を認め合い、自由で平等な、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

### 3. 安心して健康に暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守り、安全を確保するため、市民の防災意識の高揚や「自助・共助」の意識の啓発に努め、ソフト・ハード両面から防災対策に取り組み、地域特性に応じた防災対策の強化・充実、災害時における重要拠点となる公共施設の老朽化への対応や情報収集伝達機能の強化等を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、高齢者や障害者のニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支え合う福祉活動を支援するとともに、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの確立、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療

サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

さらに、消防力の強化・充実を図るとともに、家庭や地域においても、防災をはじめ防犯、交通安全等に対する意識の浸透を図り、互いに支え合う地域づくりを進め、市民力を活かしたセーフティネットの仕組みづくりに取り組みます。

### 4. 活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり

本市の徳山下松港やJR徳山駅、市内4カ所の高速道路のインターチェンジなど、広域的な交通・物流の拠点としての優位性や産業構造の特徴を活かし、雇用や富の創出につながる周南コンビナートを中心とした工業や本市の産業資源である水素の利活用等に向けた新産業の振興を図るとともに、港湾や道路などの産業基盤の整備に取り組みます。

また、関係機関と連携しながら企業誘致や起業支援に取り組み、雇用の安定・確保を図るとともに、農林水産業の振興やさらに6次産業化へつながるような地域ブランドへの展開など、産業の活性化に取り組み、地元消費の拡大を目指します。

さらに、地元での消費を促す商業の振興とともに、「まちの顔」である徳山駅周辺の中心市街地を回遊性のある賑わい空間へと再生するため、ハード・ソフト両面から取組みを進めます。

また、恵まれた海・島・山・里の自然をはじめ、動物園などの地域資源の充実による観光の振興や交流人口の増大につながるコンベンションシティの取組みにより、魅力あふれる賑わいのあるまちの実現を目指します。

## 5. 環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり

市民が安心して住み続けられる快適で利便性の高い住環境を提供していくため、引き続き生活道路や公園・住宅・水辺空間・上下水道などの都市基盤の整備に取り組むとともに、近年問題となっているインフラの老朽化に対応するため、計画的な維持修繕や必要に応じた更新に努めます。

また、ユニバーサルデザインをはじめ、緑や景観にも配慮したまとまりのある市街地の形成、公共交通の確保などに取り組みます。

多様化する環境問題への対応については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、

連携しながら地球温暖化・環境保全対策に取り組むとともに、生活の基盤でもあるエネルギーの安定供給のできるまちを目指して、水素などの新エネルギーや再生可能エネルギーに対する理解と普及促進に努めることにより、環境にやさしいまちの実現を図ります。

さらに、ごみの減量化や資源化を促進し、循環型社会を構築するとともに、市民一人ひとりの自覚と実践のもと、ごみのないきれいなまちの実現を目指します。

## 6. 最大限の行政力を発揮するまちづくり

平成30(2018)年度に合併支援措置終了を迎える中で、行政資源を適切に配分し、最大限に活用した効果的・効率的な質の高い行政サービスを提供していくため、健全財政の推進や職員力・組織力の向上、選択と集中などを基本として、行政力を最大限に発揮するまちづくりを進めます。

これまで進めてきた、行財政改革の取り組みを継続し、より効率的な事務事業の推進に努めるとともに、生産年齢人口の減少に伴う税収減少や、行政需要の増減、さらには多様化する市民ニーズを見極めながら、適切な行政サービスの提供に努めます。

また、人口減少や今後の厳しい財政状況の中で、道路や橋りょう等を含めた全ての公共施設を現状のまま維持・更新していくことは困難な状況にあることから、計画的な施設マネジメントによる予防保全を図るほか、個々の公共施設の利

用状況やニーズ等を参考に、将来を見据えた施設の必要性や管理運営経費等を踏まえ、総合的に公共施設の再配置を進めます。

さらに、民間活力の導入の促進、安定した財政運営のための歳入の確保や歳出の抑制、市民と共にまちづくりに積極的に取り組む職員の育成や、行政課題に的確に対応した組織の構築を図るなど、あらゆる面から見直しを行い、身の丈に応じた健全な行財政経営を展開し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、飛躍的な進歩を遂げている情報通信技術(ICT)を積極的に活用し、個人情報に適切に管理するとともに、安心安全に関する情報や地域情報・行政情報など、簡易で迅速な情報交流を行うことにより、行政サービスの利便性・効率性の向上に努めます。

## Ⅲ 用語解説

※日本語→数字→アルファベットの順番で記載しています。

### ●空き家情報バンク

空き家を貸したい・売りたい人と空き家を借りたい・買いたい人をマッチングする制度。

### ●新しい公共

これまで「行政」が担ってきた「公共」を、個人・地域団体・NPO・企業等の「市民」自らが自主的・主体的に担い、社会を支え、まちの価値向上につながる活動。

### ●アセットマネジメント

資産管理(Asset Management)の方法。橋梁やトンネル・舗装などを道路資産と捉え、その損傷や劣化等を将来にわたり把握することで、費用対効果の最も高い維持管理を行うこと。

### ●アフターコンベンション

各種大会、企業・学会等の会議や研修会後の催しや懇談会などの行事。

### ●インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本では、海外から日本へ来る観光客を指す。

### ●温室効果ガス

地球の温暖化をもたらす気体の総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)にて、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが該当。

### ●関係人口

市出身者や在勤歴や在学歴をもった人など、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

### ●基幹相談支援センター

行政と連携し、地域の相談支援拠点として障害者等への総合的な相談業務や障害者の権利擁護に関する支援事業等を行う機関。

### ●救急救命士の処置拡大

平成26(2014)年4月1日から、「血糖測定及び低血糖発作に対するブドウ糖溶液の投与」「心

肺停止前の静脈路確保」について、必要な講習を修了し認定を受けた救急救命士は、医師の指示下で実施することが可能となった。

### ●救命の連鎖

「心停止の予防」「心停止の早期認知と通報」「一次救命処置」「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」の4つの要素によって構成する、危機的状況に陥った生命を救命し社会復帰させるための手技のつながりで、一つでも途絶えると救命が困難となる。

### ●居住促進区域

人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスや地域社会が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として周南市立地適正化計画で定めた区域。

### ●クラウド

自施設にサーバなどの機器を設置せずに、外部のデータセンターに情報システムを保有・管理し、通信回線で利用する仕組み。

### ●グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し、農林漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

### ●ゲートキーパー

身近な人が、悩んでいる人に気づき、声かけ、話を聞いて、支援につなげ、見守る等の適切な対応を図ることができる命の門番とも位置付けられる人。

### ●景観まちづくり

景観を地域の誇りとして継承し、地域の活性化を図る資源として活用するなど、景観を活かしたまちづくりのこと。

### ●健康寿命

日常的・継続的な医療や介護に依存せずに自立した生活ができる期間。

### ●公共施設等運営権制度

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が生かされることが期待される。

### ●子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3つの法律。

### ●光化学オキシダント

大気中の炭化水素と窒素酸化物の光化学反応から二次的に生成される酸化性物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどが含まれる。刺激性があり、人や動植物に悪影響を与える。

### ●光化学スモッグ

大気が安定し、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

### ●コミュニティ活動

市内全域31地区に組織されたコミュニティ団体や自治会をはじめ老人クラブや子ども会など地域住民で組織された団体の活動。

### ●コミュニティ交通

民間交通事業者が主体的に運営する公共交通サービス(路線バス等)とは異なり、行政や地域の主体的な運営により提供される公共交通サービス。

### ●コミュニティ・スクール

学校、保護者及び地域がともに意見を出し合

い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたい子どもの姿を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組む仕組み。

### ●コミュニティビジネス

地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むもの。

### ●コンパクト・プラス・ネットワーク

行政や医療・福祉、商業等を都市の中心拠点や生活拠点に集約するとともに、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、拠点間のアクセスを公共交通等で確保することで、人口減少下においても一定のエリアで人口密度を維持し、各種サービスの効率性を高め、いつまでも暮らしやすいまちづくりを進める取組。

### ●コンプライアンス

一般的に「法令遵守」と訳されるが、単に法令違反をしないというだけでなく、社会的な信用失墜行為の発生を未然に防ぐという考え方を背景にしていることから、組織内の各種ルールの遵守、さらには社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすること。

### ●コンベンション

各種大会、企業・学会等の会議や研修会など。

### ●サテライトオフィス

東京などの都市圏に本社を持つ企業が、郊外や地方に準拠点として設置するオフィスのこと。

### ●施設最大稼働率

浄水施設の一日あたりの配水能力に対する一日最大配水量の割合。

### ●自治体クラウド

複数の地方公共団体が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を經由して共同利用する取組。情報システムの

集約と共同利用を進めることで、経費削減・住民サービスの向上等を図るもの。

#### ●シティブロモーション

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていく活動。

#### ●指導救命士

豊富な現場経験や医学的知識を有し、救急隊員をはじめとする、救急業務に携わる職員に対する教育指導の中心的役割を担う救急救命士。

#### ●市道の改良率

市道総延長のうち、道路幅4m以上の市道の割合。「市道の改良率」は、道路の整備状況を示す基本的指標の一つであり、改良率が高いほど、道路の交通量に応じた整備が進んでおり、安全・円滑な交通が確保されていることを示す。

#### ●シビックプライド

「この都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」というある種の当事者意識を伴う自負心のこと。

#### ●住宅ストック

ある時点における、これまでに建設された既存の住宅。

#### ●住宅セーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、ひとり親世帯、DV被害者などの住宅に困窮する世帯に対して、安全で良質な住まいを提供する制度。

#### ●人生100年時代

平成19（2007）年に日本で生まれた子どもが107歳まで生きる確率が50%あるという推計や、日本の健康寿命の延伸などを基にした超長寿社会の到来。

#### ●スロートーリズム

ゆっくりと、地域の人や文化、自然に触れながら、その土地の価値や魅力を発見する旅行スタイル。

#### ●生活習慣病

偏った食習慣や運動不足、喫煙、飲酒など普段の不健康な生活習慣が引き起こす病気。

#### ●瀬戸内海国立公園

瀬戸内海を中心とする国立公園。公園面積（陸域のみ）は66,934haで、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係55市14町1村にまたがっている。

#### ●耐震適合管

レベル2地震動において、地盤によっては管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な耐震性能の管。

#### ●第5世代移動通信システム

「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」という新たな機能を持つ次世代の移動通信システム。

#### ●地域資源

本市に存在する人や物などの総称であり、産業・観光においては、コンビナートや天然の良港、交通インフラなどで活用可能なものの総称。温泉や国立公園などの自然資源及び歴史的文化的なもの、食などの人為的なものも含む。

#### ●地域の夢プラン

地域住民の自主的・主体的な話し合いを通じて、地域の困りごとの解決や魅力の拡大など地域活性化に向けた具体的な取組を定めた計画。

#### ●地域包括ケアシステム

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制。

#### ●小さな拠点づくり

小学校区等の枠組みの中で、身近な暮らしを

守るサービスの提供や地域資源を活用して収入を生み出す取組、生活交通の導入など暮らし続けられる地域を実現するための仕組みや体制をつくること。

#### ●地産外商

市内産品を市外に積極的に売り込む取組。

#### ●都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること、又はその状態のこと。

#### ●日常をときほぐす観光

スロートーリズムやグリーンツーリズムなどを発展させ、地域資源の活用による経済循環につなげる観光。本市の自然や歴史、伝統文化、食、人々が持つ知恵や技などを資源として捉え、掘り起し、磨き上げ、来訪者の「懐かしむ」「癒される」「自己を見つめる」舞台として、「癒しや和み」の時間と空間を提供する観光。

#### ●ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、産業観光やスロートーリズム、グリーンツーリズムなどのテーマ性のある体験型観光の総称。

#### ●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの。

#### ●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、被害の範囲及び被害程度、避難場所などの情報を地図上に表したものの。

#### ●バスロケーションサービス

停留所の案内表示板、インターネット、携帯電話などを通じて、バスの到着時刻や走行位置を利用者がリアルタイムに確認することができるサービス。

#### ●バルク

石炭などのように包装せずに積み込まれる貨物。

#### ●閉鎖性水域

外部との水交換が少なく滞留時間の長い、内湾、内海、湖沼などの水域のこと。

#### ●ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にわかりやすく、利用可能であるように施設や空間をデザインすること。

#### ●ライフサイクルコスト

ライフサイクルコスト(LCC)は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費、解体経費等、建物のライフサイクル(建設から解体まで)に係る経費のこと。

#### ●ライフスタイル

生活の様式・営み方。また人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

#### ●ライフステージ

人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分したそれぞれの段階のこと。

#### ●緑化重点地区

緑地の保全・緑化の推進を重点的に図る地区として、各種事業を積極的に展開し、緑の基本計画が目指す緑の将来像を目に見える形でモデル化する地区のこと。

#### ●ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

### ●3R

3R(スリーアール)とは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。一つめのR(リデュース)とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめのR(リユース)とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめのR(リサイクル)とは、ごみを資源として再び利用すること。

### ●6次産業化

1次産業(農林漁業)、2次産業(製造業)、3次産業(流通・小売業等)の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

### ●ICT

情報通信技術の総称。従来のITを発展させた考え方で、情報通信やネットワークに関連するコンピューター技術の活用に着目する場合に用いる。Information and Communication Technologyの略。

### ●IoT

「モノのインターネット」と訳され、様々な物にインターネットの通信機能を持たせて情報交換し、相互に制御する仕組み。Internet of Thingsの略。

### ●PDCAサイクル

Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の4段階を繰り返すことにより、事業活動の継続的な見直しを図ること。

### ●PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。Private Finance Initiativeの略。

### ●RPA

コンピューターの操作をソフトウェア(ロボット)により自動化することで、定型的な事務の効率化を図る技術。Robotic Process Automationの略。

### ●SNS

フェイスブックやツイッターなどに代表される、登録された利用者同士が交流できるインターネットサイトの会員制サービス。Social Networking Serviceの略。

### ●UJターン

地方への移住の形態を表すもの。出身地を離れて生活している人が、出身地に戻ることをUターン、出身地の近くに移住することをJターン、Iターンは出身地とは別の場所に移住すること。



## Ⅳ 周南市民憲章

市民憲章は、市としての理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に周南市のまちづくりに参画するための行動規範や道しるべとなるものです。

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら  
心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

平成18年4月21日 山口県周南市





第2次周南市まちづくり総合計画  
しゅうなん共創共生プラン  
後期基本計画

令和2(2020)年3月

編集・発行 周南市

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

☎ 0834-22-8478

✉ kikaku@city.shunan.lg.jp

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>